広報まえばし

No.301号　毎月1日・15日発行

昭和35年（1964年）3月1日

昭和25年7月14日 第3種郵便物認可

（1部金4円）

編集　総務部秘書課
発行人　下井　繁丸
印刷所　上毛新聞社

この広報紙はみなさんのものです
一日も早くみなさんのところに届くようご協力ください

【三月の広報ごよみ】

▼交通安全運動（1～31日）
▼交通・耳の日（3日）
▼消費者の日（3日）
▼献血の日（7日）
▼建設月間（災害復旧工事完了31日）
▼国際婦人デー（8日）
▼水道デー（13日）
▼彼岸の入り（17日）
▼春分の日（20日）
▼市・県民税申告期限（21日）
▼NHK放送週間（22日）
▼彼岸のおわり（23日）
▼世界気象デー（23日）
▼電気記念日（26日）
▼学校教育法公布記念日（31日）

市（県）民税の申告

三月二十一日までにお忘れなく

昭和三十九年一月一日現在、前橋市内に住所のあった人です。

▼ただし、昭和三十八年の所得が次の額以下の人は申告する必要はありません。

▽給与所得者だけの人……年収六百万円

▽給与所得者と他の所得者の人……年収六百万円で他の所得が二十万円

▽農業専従者……年収六百万円で農業所得が二十万円

▽農業専従者以外の農業者……農業所得が二十万円

▽事業者……所得税（国税）の申告者

▽不動産所得者……所得税（国税）の申告者

▽給与所得者……年収六百万円で他の所得が二十万円

▽年金受給者……年収六百万円で他の所得が二十万円

▽雑所得者……年収六百万円で他の所得が二十万円

▽譲渡所得者……所得税（国税）の申告者

▽一時所得者……所得税（国税）の申告者

▽山林所得者……所得税（国税）の申告者

▽配当所得者……所得税（国税）の申告者

▽総合課税の対象となる利子所得者……所得税（国税）の申告者

▽総合課税の対象となる配当所得者……所得税（国税）の申告者

▽総合課税の対象となる不動産所得者……所得税（国税）の申告者

▽総合課税の対象となる事業所得者……所得税（国税）の申告者

▽総合課税の対象となる山林所得者……所得税（国税）の申告者

▽総合課税の対象となる譲渡所得者……所得税（国税）の申告者

▽総合課税の対象となる一時所得者……所得税（国税）の申告者

▽総合課税の対象となる雑

農家意向調査まとまる

81%が農業主体を希望

共同、機械化で経営を改善

市では、昨年十二月農家のみなさんが農業に対して、どんな考えをもっているかをお聞きして、これからの農政（農業構造改善の推進）を進めるうえの参考にしようということで、「農家意向調査」を行ない、このほどその結果が、まとまりましたのでお知らせします。この調査は、農業協力会組織を通じ五百六十戸を抽出実施したものです。

（農政部・農政課）

労働力省化で耕地を増す

○あなたは家の将来をどのように考えていますか。

農家を専業とする	45・8%
農家を主として兼業	35・3%
兼業を主として農業	16・0%
離農する	1・6%
回答なし	1・3%

この表からみますと農業を主体とするものが八一%います、特に芳賀の九五・四%、上北九三・九%、桂橋の九一・一%という農業を主体とした考え方を示している反面旧前橋、元総社地区では専業経営を望むものは低く、一部には離農を希望するものもあり、地域の特性を示しています。

○耕地面積についてどのように考えていますか。

増加したい	45・5%
へらしたい	21・3%
現状でよい	26・5%
回答なし	6・7%

増加したい理由として　働く人が多くなったから　三%　機械化省力化されたから　四五%　専業とするには耕地がもっと必要だから　五一%　その他　一%となっており、自立農家経営のための現規模拡大と専業農家が機械化省力化によって労働力に余裕ができ経営規模拡大したいということです。

芳賀、下川淵、上北地区に増加の希望が多い。

へらしたいというものの理由は働く人が少なくなったから　三二%　工場が誘致されたから　八%　後継者がいないから　一〇%　兼業を中心としたいから　三七%　その他　三%となっており、農業収入だけではまかないきれず、兼業を中心とした経営を考えていることです。元総社、総社地区がそうで市内の農家での両極を示しているようです。

農道水路の整備が急務

○家族で他の職業についている人は。

世帯主	3・3%
後継者	9・3%
その他	4・4%
回答なし	83・0%

この表でみますと、現在農業後継者が他の産業に流れてゆくことが大きな問題となっていますが、農業後継者が約九%他の職業についていることを示しております。地区別にみますと、旧前橋、下川淵、永明の地域が高率で、平坦水田作地帯に片寄っているようです

○あなたの経営で中心にしたい作目は

米麦	39・3%
養豚	7・1%
養蚕	29・6%
果樹	1・1%
回答なし	0・7%
酪農	10・6%
養鶏	3・6%
そ菜	7・1%
その他	0・9%

農家の中心作目は米麦、養蚕に集中されています。現在米は統制下にあり、価格が一番安定していることと本市が平坦地中間地帯にあるため稲作がその中心作目となっているからでしょう。養蚕は換金作目として短期間に多額の現金が入ってくることによるものと思います。一方畜産は総体の四〇・八%を占め、食生活の変化と年間収入、労働生産性の向上を求めようとするあらわれと思います。

○あなたの経営を改善するために必要な共同施設は、

大型農業機械	20・2%
共同乾燥施設	9・1%
稚蚕共同飼育所	31・5%
共同畜舎	10・4%
温室ビニールハウス	10・9%
その他	0・2%
回答なし	17・7%

この表からみても中心作目の米養蚕が反映されて、稚蚕共同飼育所、大型農業機械（トラックターなど）の必要があらわれている。

○農地関係で整備したいことは

区画整理をしたい	22・1%
桑園（果樹園）を整備したい	6・1%
畑地かんがいをしたい	7・8%
農道水路の整備	31・4%
農地を集団化したい	24・5%
その他	8・1%
回答なし	0

農道水路の整備が最も望まれており、ついで農地の集団化、区画整理とともに土地基盤の整備を希望していると考えられます。なお清里、総社、永明地区では桑園整備が目立ち、他地区より高率となっています。

農業構造改善事業は六割が実施を希望

○農業構造改善事業の実施について。

実施したい	59・2%
現状でよい	23・6%
回答なし	17・2%

この表から、一応実施することを希望するものが多いことを示しています。市ではこれらデータをもとにして、今後行なわれる農業改善事業等を推進する上に役立てたいと考えています。

さつまいもの苗床作り

さつまいもの伏込みの時期は、植え付けの適期から約四十日ぐらいさかのぼったころが適期といわれています。

五月上旬が植え付け時期とすると三月下旬から四月上旬にかけて伏込みをしましょう。

ところで、床の踏み込みの時期が早すぎると熱の管理がむずかしく、温度が高すぎたり、足らなかったり、また、材料が多くかかったりして、手間もなかなかたいへんです。

そのうえ、芽が早く伸びすぎてしまうなど、いろいろと不都合が起こりがちですから床の踏み込みの時期には十分注意してください。

また、床のまわりは、いまのうちからワラなどでしっかりかこっておき、このかこいが、うすすぎると中小部と周囲では、温度が違いすぎ、芽の伸びが不ぞろいになります。

そさい類の植え付け

霜地の苗床で育てていたキャベツや花ヤサイの苗は、三月の中旬ごろが植え付けの適期です。苗の育ちぐあいをみて、ぼつぼつ植えはじめましょう。

また、春まきの小カブもちようどこのころから播き付けてもよいですが、品種によっては、根の太らないうちに、くきの立つものもありますから、なるべく春まき小カブを使うのが安全です。

肥料は、生育期間が短いので大部分を元肥に施した方が合理的でしょう。

三月のお元気

低気圧の谷が、わりあいひんぱんに通るので、天候の変動が大きいでしょう。

また、大陸の高気圧が北にかたよって発達する傾向があるので、天気のぐづつく期間があるかも知れません。

平均気温、降水量も平年並みでしょう。

（前橋地方気象台）

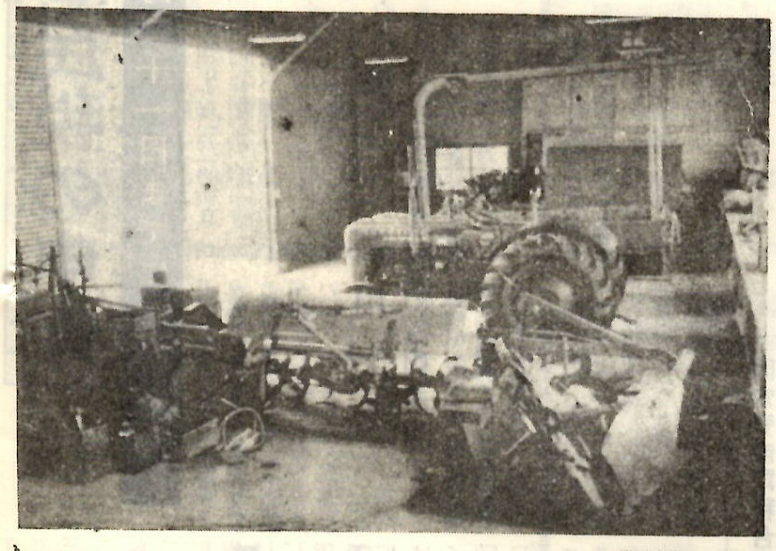

農業機械化センター

六供町に移転

農業機械や機械化営農について農家の皆さんの相談相手となり、日ごろ利用いただいておりました紅雲町の農業機械化センターは、市有農業機械の拡充にともなって施設がせまくなり、その活動が、十分にできない状態となりましたので、このほど六供町１４１８番の１地内（市の下水処理場北）に新設し、諸設備を移転しました。

この新しい農業機械化センターは、敷地約１０００平方㍍、建築面積は１９０・５平方㍍で、今後さらに内容の充実を図りたいと考えています。農家の皆さんのご利用をお願いします。

（農政部・農業技術課）

中小企業　退職金制度への加入

求人難の打開と政府の保証

最近中小企業においては、一般的な労働条件も改善されてきましたが、大企業に比べますとまだまだ不十分なところがあります。なかでも退職金制度や、労働福祉施設の面では大きな格差があり、これが一つの理由となって求人難が一層激しくなっております。この問題を解決する方法としては、国の援助による中小企業退職金制度があります。

この制度は、時宜に即した制度として順調な伸び方をみせ、昨年十二月末現在県下で三、一〇〇企業四八、〇〇〇名の従業員が加入しており、今後ますますその増加が見込まれることでしょう。今回一層趣旨の徹底を図り一人でも多くの中小企業主の皆さんに加入をおすすめするため、一月一日から三月三十一日までの間を「加入促進強化期間」といたしました。この機会を利用して一日も早く求人難を打開し、雇用の安定をはかり企業繁栄の基礎固めをされ加入をおすすめいたします。加入の手続き内容等は次のとおりです。

▽加入できる範囲

退職金共済契約ができる事業所はいまのところ常時雇用する従業員数が二百人以下（金融保険業、卸売業、小売業、サービス業を主とした事業については五十人以下）の事業主にかぎられています

▽掛金

掛金は事業主が納め、掛金額は二百円から千円までで、百円刻みです。また途中で増額することもできます。事業主が毎月事業団に納める掛金は、全額免税になります。

○申込みや毎月の掛金を納める方法は非常に簡単ですし、又わずかな掛金でそれを政府機関である事業団が責任をもって運用し、退職金の支払いも事業団の代理店である金融機関から直接本人に支払われますから、このことで、頭を痛めることもないわけです。その上求人難の打開策となれば、正に一石二鳥の制度です。なお、加入範囲（現在一〇〇人以下を二〇〇人以下に）や、掛金（現在の最高額一、〇〇〇円を二、〇〇〇円までに）についてそれぞれ拡大される改正案が、今国会に提案されております。なお、詳しいことは市工業課に問い合せください。

3月けいりん

20. 21. 22.
27. 28. 29.

土地・家屋の買換に

所得税課税上に特例計算

所得税の確定申告にあたって譲渡所得のうち特に土地や家屋の買換えの場合、特例計算が行なわれみなさんには有利になります。

▽居住用の土地や家屋の買換

土地や家屋（居住用でなくてもよい）を売ってから、一年以内に本人かその扶養親族が住宅や宅地を買い入れた、それから一年以内に実際に居住した場合（住宅を新築している場合も同じ）には、その所得の計算は次のようになる。

▽事業用資産の買換と交換

❶土地や家屋の譲渡価額が買い入れた住宅や宅地の取得価額以下であれば、譲渡がなかったものとして課税されない。

❷土地や家屋の譲渡価額の方が住宅などの取得価額よりも大きければ、その超過部分についてだけの譲渡があったものとして課税されます。なお、この場合本人の住宅や敷地を買い換えた場合には、譲渡所得の特別控除額は五十万円になります。

▽土地や家屋の交換

土地や家屋を本人が居住用にする家屋や宅地と交換した場合にはこの交換によってほかの財産以外に金銭その他の財産を受け取っていなければ、譲渡がなかったものとして扱われます。

事業用の土地、建物、機械設備などを買換えをしたり交換をしたりした場合には、その譲渡所得の計算については、居住用の土地などの買換の場合と同様の特例が認められます。

この計算は、一月一日から適用されるもので、詳しいことは、税務署に問い合わせください。

優良従業員の表彰

内申は７日までに

市内の商工業と観光事業の発展をはかるため、毎年市と商工会議所共催で優良従業員の表彰を行なっています。次の基準で該当者を７日までにご推せんください。

▼表彰の基準　市内の商店、工場、サービス業に勤務し、従業員の模範となるような成績優秀な者で、同一勤務先に男子は10年以上、女子は５年以上勤務している者。

▼推せんの方法　各業種組合長、商店会長、区長いずれかが、３月７日までに市商政課か商工会議所に推せんしてください。

なお、組合に加入してないところでは直接市等に推せんしてください。

▼その他　推せん者のなかから選考の結果表彰者を決定、３月24日午前10時から貿易会館において表彰式を行なう予定です。

（商工部・商政課・工業課）

従業員募集

競輪場臨時

次のとおり募集します。

▽資格　三十五歳までの女子

▽面接　三月十六日午後一時から競輪場内投票所において、なお当日、筆記具、そろばんを持参してください。

○……履歴書を前日までに市商政課に提出してください。

暴力的めいわく行為をなくそう

禁止行為
- ●受けたら
- ●知ったら
- ●見たら

すぐ110番へ

- ■ぐれん隊行為
- ■たかり
- ■押うり
- ■パチンコの景品買い
- ■ダブヤ
- ■ショバヤ
- ■不当な客引き
- ■モーターボートの暴走

春の火災予防運動

7～13日　一般火災予防

火事と救急は局番なしの１１９番へ

家族計画普及運動始まる

三月一日～三十一日

3月いっぱい、全国的に「家族計画普及運動」が実施されます。

この運動は、「良い子をうむ」、「母親の体を守る」、「よい家庭をつくる」ことを目標としています。家族計画の普及にもかかわらず、人工妊娠中絶は依然減っておりません。最近とくに若い年令層に増加の傾向がみられ、母性の健康上に大きな障害を及ぼしています。ここに第一の目標をきめ、中絶手術はぜひへらしたいものです。ただむやみに子どもを減らせばよいということではないと思います。

それには、多くの人びとの協力が必要だと思います。そしてこそこの運動の真の目的が達せられるものと考えます。

戦傷者のみなさんへ

特別援護法のお知らせ

戦傷病者のみなさんのための戦傷病者特別援護法が、昨年十一月から施行されましたので、そのあらましをお知らせします。

▽戦傷病者の範囲

戦傷病者とは、旧軍人、準軍人軍属であって戦傷病者手帳（二千八年十一月一日から一年間は、戦傷病者認定票とする）を受けた人をいいます。

この戦傷病手帳を受けられる人は、旧軍人、準軍人軍属で、公務上の傷病によって恩給法にきめられた廃疾以上の障害のある人および公務上の傷病で厚生大臣が療養の必要を認めた人です。

また、旧軍人、準軍属では、旧恩給法施行令による第一目症、第二目症ていどの障害でも適用されます。しかし、軍属、準軍属では受傷、被症の時期、場所によっては適用されていません。

▽戦傷病者の援護

❶療養の給付は、全額支給

❷療養手当の支給（入院後一年以上の人には二千円）ただし、恩給などを受けている人で、月額二千円以上もらっている人は、除かれます。

❸葬祭費の支給、遺族には五千円を支給

❹更生医療の給付

❺補装具の支給（修理を含む）

❻国有鉄道連絡船の無賃乗車

▽請求手続　まず、戦傷病者手帳の交付を受け、これに基づき必要に応じて援護の請求を行ないます。手続きの用紙は市福祉事務所にあります。提出は必ず福祉事務所をとおしてください。

▽適用の特例

❶法の施行時に未帰還者留守家族等援護法による療養者（戦傷病者でない療養者を除く）戦傷病者、戦没者遺族等援護法による更生医療者、国立保養所入所者については本人の請求を待たず戦傷病者手帳を交付します。

❷この法律による援護は、これまでの法律で適用されていない方（主として恩給など受けている方）だけに限られ、あらたに該当する方は当分の間適用されません。（福祉事務所）

3中の焼跡整理に

自衛隊が協力

第3中学校は去る2月6日夜校舎3棟を焼失しましたが、いま生徒は残った校舎と隣接の敷島小学校、市立短大を仮教場として授業が行なわれており、新校舎の建設は、鉄筋4階建で本年9月中に完成されることになっています。

なお、本火災に際して焼跡整理のため特に自衛隊が出動、学校当局、PTA関係者と共に多大の協力に当ってくれました。また再建の寄付金等も各方面から多数集まっています

就学に多くの特典

盲者、ろう者の就学手引

現在、七才から十二才までの子どもさんで、眼、耳、口などが不自由なためどこの学校へも行かないでいる方に県立盲、ろう学校への入学をおすすめします。両校では次のとおり義務教育を行なっています。

▽障害の程度（盲者の場合）❶両眼の視力が〇、三未満のもの❷点字教育を必要とする者❸高度の視野狭さく❹高度の夜盲❺全色盲（ろう者の場合）❶話言語を〇、一区以下で、聞きとれるか聞きとれない程度の者❷高度難聴者❸その他これに準ずる障害者

▽就学上の特典❶授業料、検査料など一切いりません❷児童生徒は自動車、電車、汽車などの割引が受けられます❸身体障害手帳のないものは下付手続き、補装用具の交付申請も取り計らいます❹寄宿舎に入舎希望者は、願い出れば許されます。専任の寮母さんが親切にお世話をいたします❺就学奨励法により当校の児童、生徒には教科書が支給されるほか、家庭の状況により交通費、給食費、舎費なども支給されます。

▽高等部への進学

満十五才以上の者で当校中学部卒業の者、又は中学課程終了の者を入学させます。これは新制高等学校令により職業教育を施すものです。

○…なお、入学に関する詳しいことは市教育委員会学校教育課学務係（電❷6261の内線319）又は直接、県立盲学校（❷2330 4）同ろう学校（❷2889）へお問い合せください。

バスケットボール大会

申込み十日までに市教委へ

市バスケットボール協会主催、市教育委員会の後援による、第一回前橋市バスケットボール大会を次の要領により開催いたします。同好の人達が集まり、多数チームがふるってご参加ください。

日時　三月二十二日午前九時から

会場　県立前橋高等学校　体育館

参加資格　本市に居住、在動、在学の者で組織したチームで、一チームは監督を含み十五人以内のこと。（二重登録は認めません）

種目　一般男子、高校男子、女子

申込締切り　三月十日（火）

申込先　市教育委員会　体育課

大会規則　三十七年度ルールによるトーナメント方式とし、三位決定戦は行なわない。

代表者会議　❶三月十一日午後五時から　❷中央公民館で❸チームメンバーの確認、組合せ抽せんなどを行ないます。

参加料　一チーム五〇〇円（申込みのとき払込み）

表彰　各種目とも優勝、準優勝のチームに賞状、賞品を授与します

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

公衆便所に生花を奉仕

群馬県青年同志会（会長佐伯昭一氏）では、市内にある三千一か所の公衆便所をみなさんに気持よく使っていただきたいと、常時竹筒の花瓶を備えつけ、そこに生花を毎月一回無料奉仕してくれることになりました。

なお、この機会に市内各所の公衆便所の位置をご紹介しておきましょう。

○群馬大橋際○八幡宮境内○相生町清水井裏○田中町児童公園東○六供町児童公園内○片貝町交差点○新町一号公園北○同二号公園東○日赤前○芳町十六本橋際○清王寺児童公園東○県庁前○諏訪橋際○久留万橋際○貿易会館内○紺屋町岡源前○桑町四洋亭前○桃井橋際○消防会館内○比利根橋際○琴平町交番裏○神明町柳橋際○前橋公園入口○児童遊園東○児童遊園西○競輪場入口○敷島公園売店横○敷島公園おえんが岩横○敷島公園松林内○前橋公園さちの池畔○天川霊園内

○…以上は市が直接管理しているものです。（社会部・清掃課）

〝火災警報発令〟

サイレンを三十秒間に六秒おき

最近県内各地に大火事が続発していますが、本市でも二月六日夜箱三中学校の大部分を焼失してしまいました。

いまは、一年中で最も空気が乾燥し風の強い日が続くので火災が起りやすい季節です。このような時、火災警報発令中は消防署の望楼に赤と白の吹き流しをつけ、夜間は屋根に赤色灯が三つ点灯されますので、火災警報発令中は消防本部では市役所の大サイレンを三十秒間、六秒おきに吹鳴し、みなさんの注意を呼びかけています。なお火災警報発令中は消防署の望楼に赤と白の吹き流しをつけ、夜間は屋根に赤色灯が三つ点灯されます

新入学児の――学用品を選ぶには

小学校へ入学する児童を持つ家庭では、三月ともなれば、学用品をととのえるのに、いろいろ気をつかうことでしょう。

学用品を選ぶのも、案外判断に迷うものです。子どもが使うものだからというわけで、安直な選び方をする場合が多いようです。こういうことのないよう、たとえ鉛筆一本にしろ、むやみに高価なものを避け、外見に左右されない、実質的な良い品を選ぶことです。

しかも、新入学の児童は、学用品の使い方にはなれていないから使用方法の簡単なものを選ぶこともたいせつです。

それに、なるべくJISマークのある品を選ぶことがよいでしょう。

要は、無駄なものまで買い入れたということのないようにしたいものです。

史上最低の死亡率

38年人口動態調査から

昭和三十八年一月から九月までの人口動態調査の結果がまとまりました。

それによると最近のわが国の人口動態の大きな特徴としてあげられていた、出生率、死亡率の低下の足ぶみ状態がむしろ乱れをみせて、出生率は上昇し死亡率は停滞から脱してさらに低下したという、やや複雑な現象を呈している点があげられています。

すなわち、三十八年の出生は前年より二・八％ふ※※

※えて一六六万、人口千人に対して出生率は一七・三となる見込みです

一方死亡率をみてみますと、いままで停滞状態だったことから脱して、ついに史上最低の七・〇を記録する見込みといいます。昭和二十二年が一四・六でしたから、その半分以下になったわけです。

また、従来からいちじるしい低下の傾向を示していた乳児死亡率は、前年より一〇％の減少で、一三〇〇と最低率を記録しました。

どうも ありがとう

肢体不自由児に

○…田中町140の岡田美代子さんから身体不自由児援護の費用にと金2千円ご寄付いただきました（福祉事務所）

市民相談のご案内

健康相談

今月の健康相談は次のとおり行ないますから、どなたも気軽にお出かけください。

10日　10時～3時　上川淵、下川淵、桂萱、総社、清里永明の各公民館で.

13日　2時～4時　前橋市医師会館で

16日　10時～3時　上北農協東、元総社、南橋公民館で

17日　10時～3時　芳賀公民館で

25日　10時～3時　上川淵、下川淵、桂萱、東、石倉、総社、清里各公民館及び駒形会議所で

27日　2時～4時　前橋市医師会館で

28日　9時～12時　南橋公民館で

心配ごと相談日

心配ごと相談は、6、13、27日の3回。（毎週金曜日）

法律相談日は、7、14、21、28日の4回。（毎週土曜日）

第85回 レコードコンサート

日時　3月10日　午後6時30分から

会場　中央公民館洋間

講師　5中　小林太一郎先生

曲目　世界民謡の旅へお誘い

ねらわれている不注意

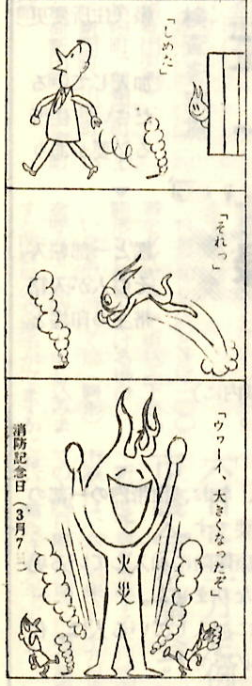

出張所めぐり

永明 ①

永明地区は桂萱の東、野中町から南は駒形町に及ぶ広い地域で、この地区も、昔は利根川の流れていたところとされています。

地区内に、小島田、上大島、上長磯、下長磯、天川大島など川に縁のある大字名が残っているのも、昔を物語るものでありこれらはいずれも現在では町となっています。

このほか女屋や野中があり、これらは川に縁がないようですが、女屋は川の中島に女の住家があったので、それで女屋（おなや）と呼ぶようになったとのことです。一説に上杉氏の末孫で本間某という女性二人が浪々の末この地に酒屋を営んだとのいい伝えもあります。

また野中というのは、これも利根川変流後（？）野原になっていたところから来た名前かも知れません。

野中は農政の父といわれる清水及衛翁で有名で、及衛翁はすでに物故してから二十余年を経過し、群馬会館前には同翁の顕徳碑が建立されているほか、野中の八幡宮の境内には、同翁の提議によって建立された誓之御柱が、今もなお高くそびえ立っています。

御柱は玉石をコンクリートで積みトげた上に、明治天皇の五箇条の御誓文を刻んだ五角のみかげ石の柱を建てたものでこの御柱ををふり仰ぐと、今は亡き及衛翁が懸命になって村づくりにいそしんでいた時のことがしのばれます。

近くに古びてはいるが、屋鳴記念館があります。ここは映画会やその他いろいろな会合などに使われていますが、この記念館の軒先に大きな太鼓があります。この太鼓は、大正六年ごろから野中青年会員の手によって毎朝毎晩、起床と就寝を告げるために打ち鳴らされたもので、その響きは近郷近在にも及び、多くの人々に親しまれて来たものです。しかしラジオやテレビの普及などのために、だんだんその必要性が薄らいだのと、会員の漸減のため、ついに昭和三十六年に時報も打切りとなり、今では思い出の太鼓として残されているわけです。

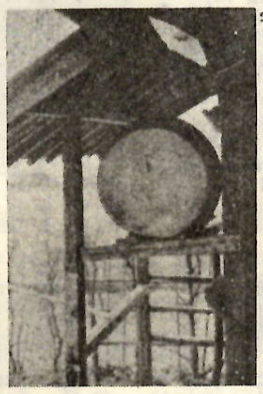

この太鼓で時間励行を全住民に徹底させたために、同青年会が表彰されたのが大正十年でしたが、その前の年には、野中では旋風のため全半壊家屋十六戸二十八棟、即死一、重軽傷者十五名を出すという大惨事がありました。このことは、今でも町民によって、折にふれては語られています下長磯町の人形が県指定の重要文化財となったのは昭和三十四年三月のことで、この人形は毎年春の同町稲荷神社の例祭当日公開されています。

小島田町に仁治元年（一二四〇）建立の阿弥陀仏供養碑という古い碑があることは、すでにこの広報の「碑めぐり」でお知らせしたとおりですが、この碑の建っているあたりは、昔は長明寺という古いお寺の門前であったといわれます。

長明寺は赤峰年間（一五五八～一五七〇）上杉の兵火にかかって焼失したもので、現在では建物は残っていません。しかし同寺は鎌倉、室町時代に相当栄えたお寺で、大きな建物があったらしいとのことです。

【写真は野中町の思い出の太鼓】

みやすいところにはってください

届と手続

市民課　電話②6251・6261

出生

出生届

○持ってきていただくもの
① 出生届
子どもの本籍が、前橋市内にある場合は……1通
前橋市外にある場合は……2通
が必要です。
② 母子手帳
③ 食糧購入通帳（配給通帳）
市内で配給を受けている世帯はお持ちください。
住所が、前橋市にない人は必要ありません。
④ 国民健康保険証（資格取得届を出していただきます）
国民健康保険に加入している人だけお持ちください（国民健康保険に加入している人には、助産費として2，000円をさしあげます）
⑤ 印鑑
子どもさんの父の印鑑（例外もあります）

結婚

結婚届

○持ってきていただくもの
① 婚姻届書
二人の本籍、住所がともに前橋市内にある場合
婚姻届書（用紙は、市民課にあります）一通
② 食糧購入通帳（配給通帳）
配給を受けている場合には夫と妻の年金手帳が必要
③ 国民健康保険証
国民健康保険に加入している場合は夫と妻の保険証が必要です。
④ 国民年金手帳
国民年金に加入している人の戸籍抄本を一通
⑤ 印鑑
夫の印鑑と妻の印鑑、それに証人となる二人の印鑑をお持ちください。
（なお、証人となる二人の印鑑は、おしてきてもさしつかえありません）

結婚届

○持ってきていただくもの
① 婚姻届書
二人の本籍、住所がともに前橋市内にある場合
婚姻届書（用紙は、市民課にあります）一通
② 食糧購入通帳（配給通帳）
配給を受けている場合には夫と妻の年金手帳が必要
③ 国民健康保険証
国民健康保険に加入している場合は夫と妻の保険証が必要です。
④ 国民年金手帳
国民年金に加入している人の戸籍抄本を一通
⑤ 印鑑
夫の印鑑と妻の印鑑、それに証人となる二人の印鑑をお持ちください。
（なお、証人となる二人の印鑑は、おしてきてもさしつかえありません）

死亡

死亡届

（7日以内に）

■持ってきていただくものは
① 死亡届書
死亡した人の本籍が、前橋市内にある場合一通
前橋市外にある場合には二通必要です。
② 食糧購入通帳（配給通帳）
配給を受けている世帯はお持ちください。住所が前橋市内にない人は、必要ありません。
③ 国民健康保険証（資格喪失届をしてください）
国民健康保険に加入している人だけお持ちください（非課税として、二〇〇〇円差し上げます）
④ 国民年金手帳（人は国民年金を受けていた人は必要です。
⑤ 印鑑
届け出る人の印鑑が必要（届け出る人の順序は同居の親族、その他の同居の順となります）

▽火葬料金
十二才以上　八百円
十二才未満　五百円
一ヵ月未満　三百円

▽霊柩車の使用料
市民の場合は　七百円
○市民でない場合は、火葬料、霊柩車使用料ともに倍額になります。
◎尚霊柩車使用料は十粁以上の場合超過料金をいただきます。

世帯主変更届

（十四日以内に）
○印鑑
世帯主が、死亡された場合には、新しく世帯主になられる人の印鑑をお持ちください。

印鑑登録

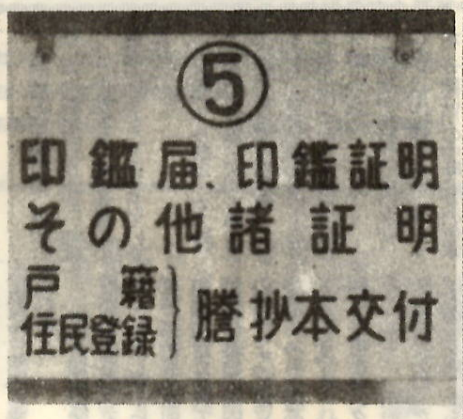

新規登録

○…届けようとする印鑑をお持ちください
▽…前橋市民でない人の届け出はできません。
届け出は、本人がすることになっています。もし、本人がこられないときは、代理人に委任することができます。この場合には、すでに前橋市に印鑑届のしてある保証人二人を定めて届け出なければなりません。（委任状は、印鑑係にあります。）

改印届

○…届けてある印鑑と新しく届けようとする印鑑をお持ち下さい。
▽…破損したり、すりへってしまったなどのため改印したいときは、両方の印鑑が必要
届けるときは、新しく登録するときと同様です。
なお、このほかに、改印理由書（用紙は、印鑑係にあります）を提出していただきます。
▽…印鑑を廃止したいときは……廃止届を
▽…なくしたとか盗難にあったときは……盗難遺失届をしてください。（これらの用紙は印鑑係にあります）

印鑑証明書

○…登録してある印鑑をお持ちください。
▽…用紙は、印鑑係にあります。（なお、証明手数料は、一枚について五十円です）

手数料料金表

戸籍謄（抄）本	1枚	40円
戸籍簿閲覧	1回	40円
住民票謄(抄)本	1枚	40円
住民票閲覧	1枚	40円
転出証明	1枚	50円
印鑑証明	1枚	50円
身分証明	1枚	50円
居住証明	1枚	50円

母子手帳

妊娠届

① 妊娠証明書
5ヵ月以内に、お医者さんか又はお産婆さんから証明書をもらってお持ちください。
② 印鑑

謄（抄）本

■戸籍謄（抄）本
本籍のある市町村役場で交付します
■住民謄（抄）本
住所のある市町村役場で交付します
○…申込みは、電話でも結構です。

住民登録

転入届

（14日以内に）
○持ってきていただくもの
① 転出証明書
前に住んでいた市町村で発行した転出証明書が必要
② 食糧購入通帳（配給通帳）
配給を受けている世帯に入る場合に、その世帯の通帳
③ 国民健康保険証（資格取得届をしていただきます）
入籍しようとする世帯が、国民健康保険に加入していて入籍しようとする人が、他の保険に入っていない場合にはその世帯の保険証が必要です
④ 国民年金手帳（住所変更届）
国民年金に加入している人はお持ちください。住所の変更届をする必要があります。
⑤ 印鑑
世帯主の印鑑と一部転入の場合には、その人が入籍する世帯の世帯主の印鑑と本人の印鑑が必要です。

転居届

（14日以内に）
○市内で移転した場合です
① 食糧購入通帳（配給通帳）
配給を受けている世帯の場合必要です、なお、世帯内の一部の人が、転居する場合は両世帯の通帳が必要です。
② 国民健康保険証（住所変更届）国民健康保険に加入している場合必要です。住所の変更届をしなければなりません。
③ 国民年金手帳（住所変更届）国民年金に加入している人は、住所の変更届をしなければなりませんので必要です。
⑤ 印鑑　世帯主の印鑑と世帯内の一部の人が転居した場合は、その人が入籍する世帯の世帯主の印鑑と本人の印鑑が必要。

転出届

（14日以内に）
① 食糧購入通帳（配給通帳）
配給を受けている世帯は必要
② 国民健康保険証
国民健康保険に加入している人はお持ちください。
③ 印鑑　世帯主の印鑑が必要です。

国民年金

20歳になったら

国民年金に加入しなければならない人と希望によって加入することのできる人とがいます。

① 加入しなければならない人
次に該当しない人
高校生、大学生、厚生年金保険又は各種共済年金組合の被保険者又は組合員
○…満20歳になった日から20日以内に資格取得届を出さなければなりません。印鑑持参のうえ国民年金課へ
② 希望により加入できる人
厚生年金保険などの被保険者のおくさん。